

参 考 資 料

|    |                         |   |    |
|----|-------------------------|---|----|
| 1  | 特別用途地区                  | P | 1  |
| 2  | 優良再開発建築物整備促進事業          | P | 2  |
| 3  | 空き店舗情報                  | P | 3  |
| 4  | 1階店舗事例写真                | P | 4  |
| 5  | 京都御池中学校の状況              | P | 6  |
| 6  | 城巽中学校跡地の状況              | P | 7  |
| 7  | イベント事例写真                | P | 8  |
| 8  | 草花管理協定の事例               | P | 10 |
| 9  | まちの美化推進住民協定             | P | 11 |
| 10 | 「御池シンボルロードのまちづくり」ホームページ | P | 12 |

## ●特別用途地区の概要

特別用途地区とは、地域の特性に応じた特別の目的から、特定の建物の用途を誘導したり、環境の保護を図ったりするために、建築物の用途の制限を強化または緩和する制度である。既存の用途地域の制度を補完するものであり、都市計画で種類や区域を定め、具体的な制限内容は市の条例で定める。特別用途地区の種類・目的については、各自治体で定めることができる。

### <京都市内の例>

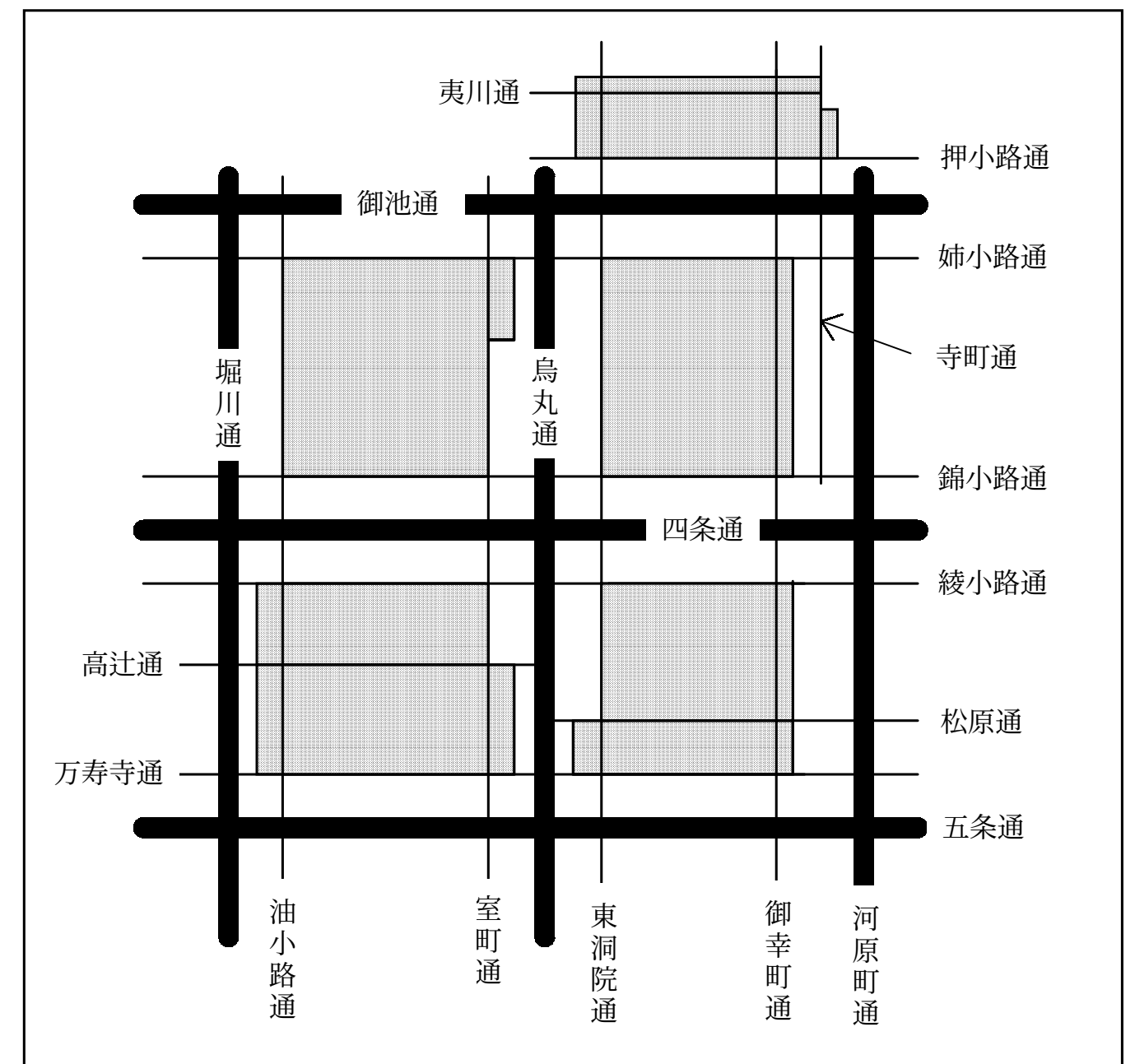
○職住共存特別用途地区など

## ●事例紹介

### <職住共存特別用途地区>

平成15年4月から条例を施行。

### ○職住共存特別用途地区区域図



職住共存地区（の部分）

### ●優良再開発建築物整備促進事業とは？

みなさんが土地を有効活用しようとする場合に、国と市が事業費の一部を補助することにより、市街地環境の整備を図る事業。

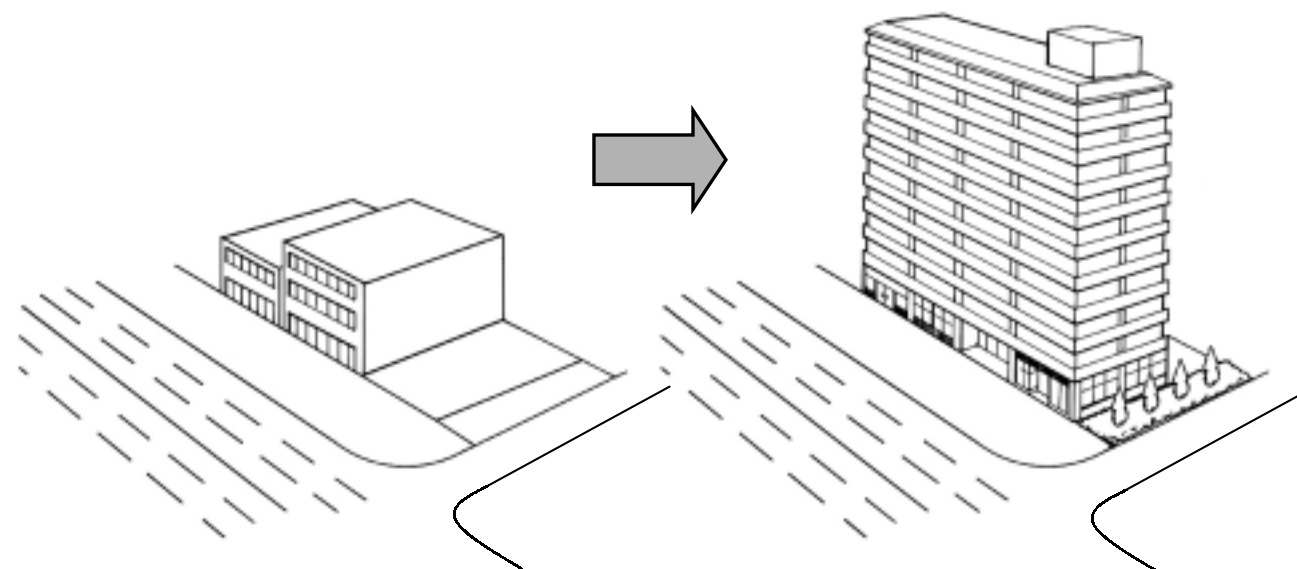
個別で建て替えるには、**形状が悪い土地**または**面積が狭い土地**において、みんなで**集まって共同で建て替える**場合に適用。

### ●補助の内容

事業費のうち、以下の費用が補助対象となる。  
補助率は2／3。

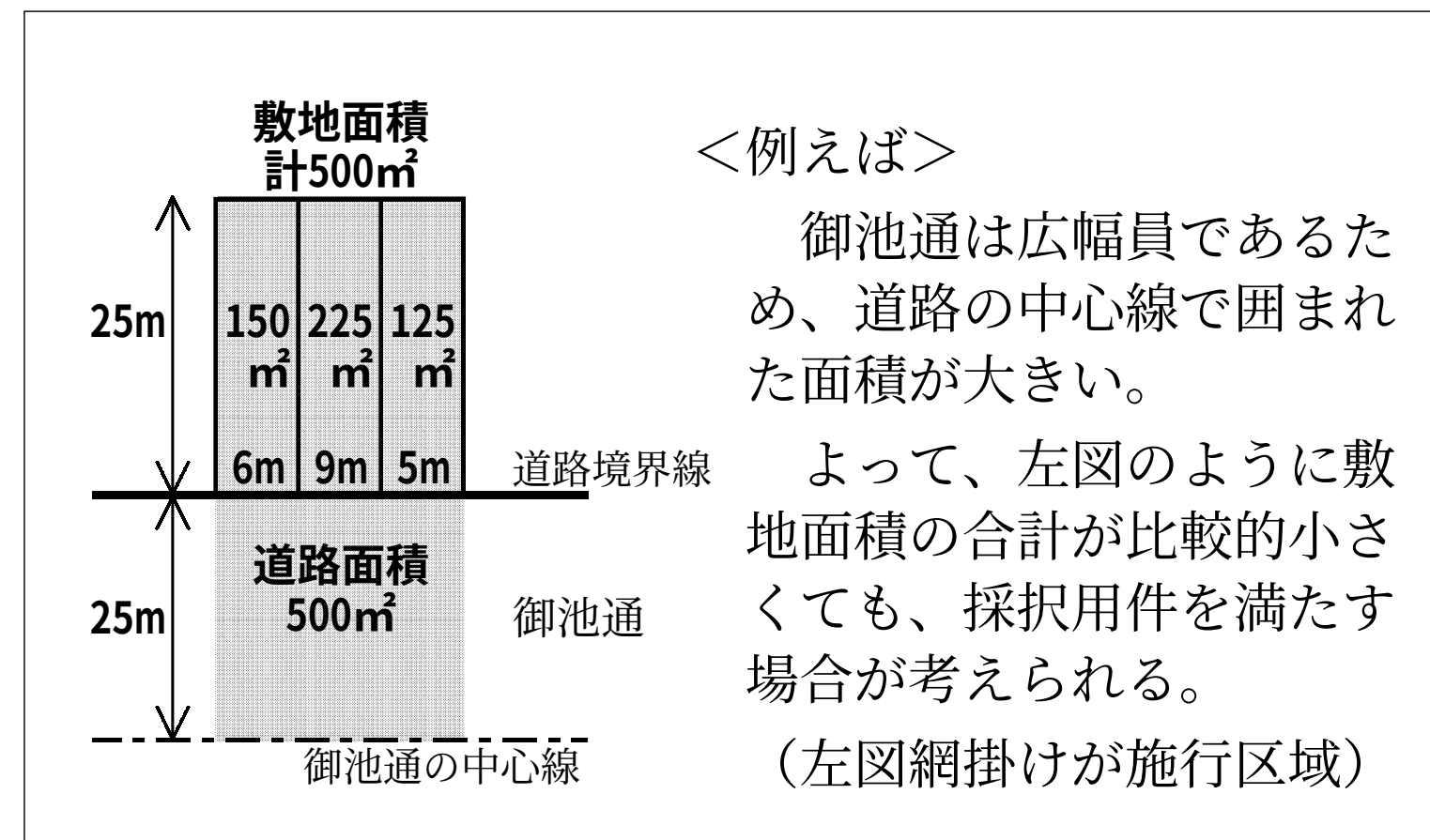
- ・調査設計計画費
- ・土地整備費
- ・共同施設整備費

<イメージ図>



### ●採択要件

- ① 2人以上の地権者等が、敷地の共同利用と併せて行うこと。
- ② 敷地の位置が防火地域又は準防火地域内にあること。
- ③ 施行区域の面積（隣接道路の中心線で囲まれた面積）が原則として1,000㎡以上であること。
- ④ 200㎡未満または不整形な敷地が一つ以上あること。
- ⑤ 敷地内に一定規模以上の空地と公開空地を確保すること。
- ⑥ 地階を除く階数が3以上の耐火建築物であること。等



●京の空き店舗情報

(運営)

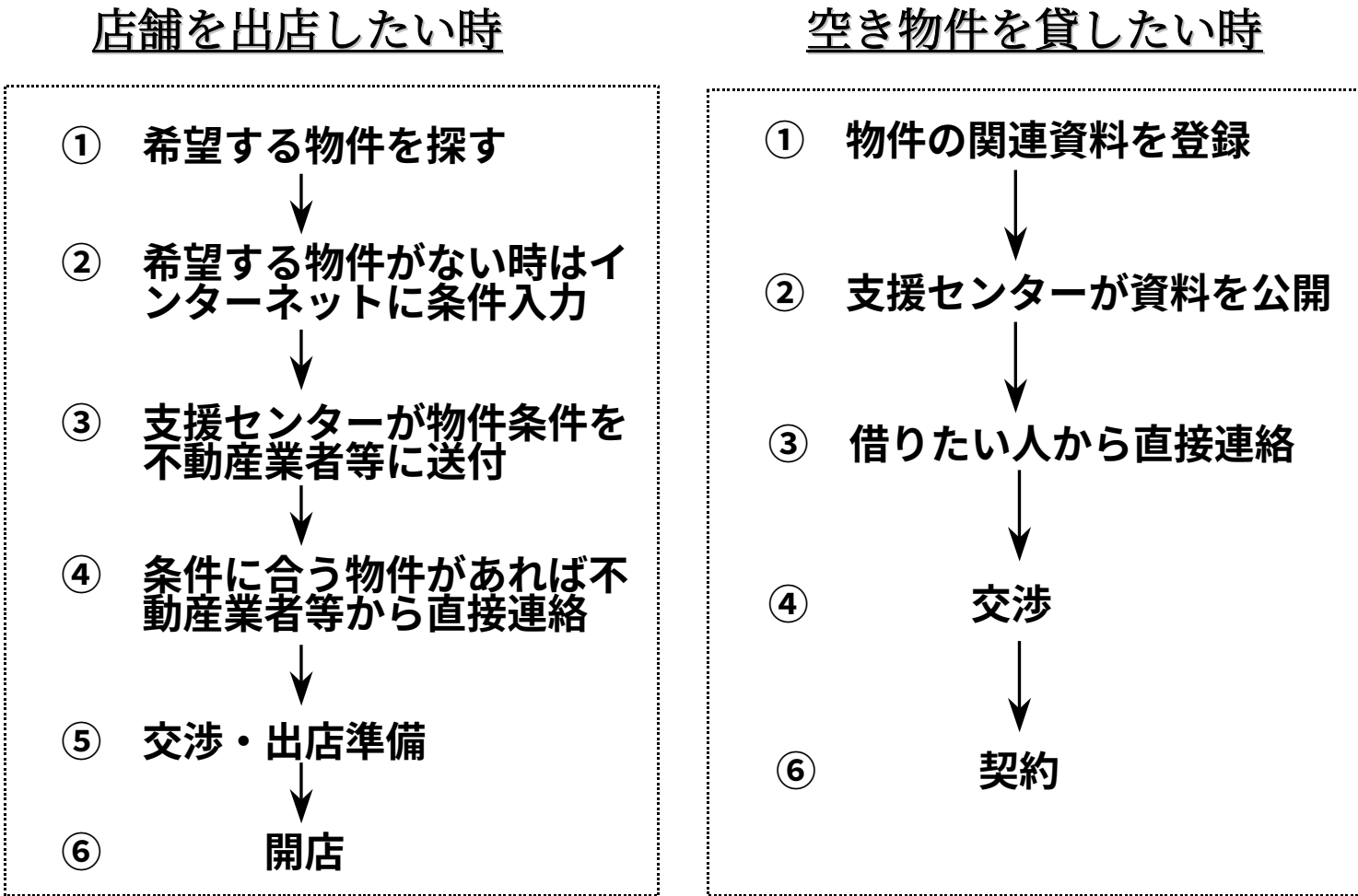
京都府と中小企業庁の補助金により、（財）京都産業21センターが運営する京都小売商業支援センターが空き店舗の情報提供を行っている。

(内容)

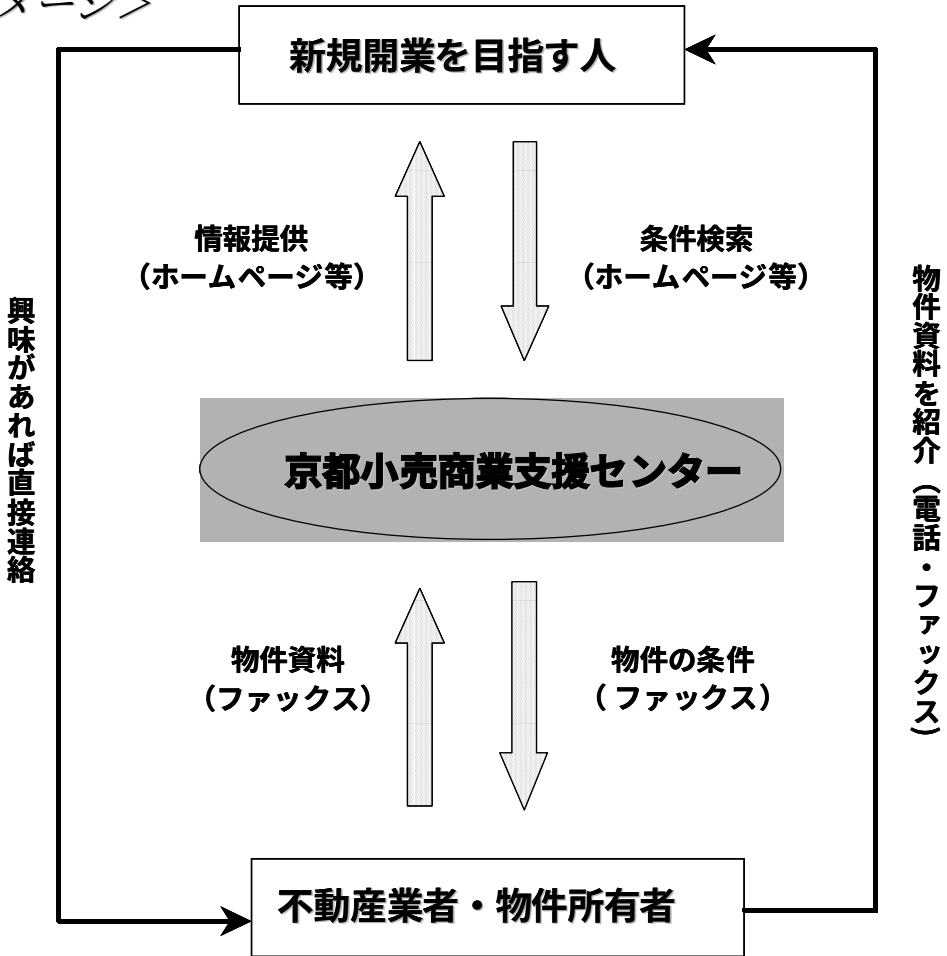
- 支援センターが独自に収集した府内の空店舗情報を提供。
- 空店舗情報は常時200件以上。
- インターネットで情報の検索や登録が可能。
- 支援センター内のファイルはいつでも自由に閲覧可能。
- 情報の検索または登録費用等は一切不要。
- 希望する物件が見つからない時や空店舗を貸したい時も、右図に示した要領で物件を検索又は登録できる。

・ 詳細については、支援センターのホームページに掲載。また、支援センターのホームページへは、京都市役所商業振興課及び都市づくり推進課のホームページからもアクセスできる。

京都小売商業支援センター  
[www.joho-kyoto.or.jp/~retail/akiten/](http://www.joho-kyoto.or.jp/~retail/akiten/)  
京都市役所商業振興課  
[www.city.kyoto.jp/sankan/shogyo/](http://www.city.kyoto.jp/sankan/shogyo/)  
京都市役所都市づくり推進課  
[www.city.kyoto.jp/tokei/todu/index.htm](http://www.city.kyoto.jp/tokei/todu/index.htm)



<仕組みのイメージ>





## 4 1階店舗事例写真1



表参道  
(東京都渋谷区)



御堂筋  
(大阪市)





京町筋  
(神戸市)



定禅寺通  
(仙台市)

### ●京都御池中学校

京都御池中学校の新校舎は、平成18年4月開校予定であり、校舎・グラウンドの面積を最大限確保した上で、敷地の有効活用、教育・福祉の充実、都心部の活性化、御池シンボルロードのコンセプトの実現等に寄与するため、中学校、公共施設及び賑わい施設等を複合化する。

### ●中学校施設の概要

- ①グラウンドは、敷地東側に約5,000m<sup>2</sup>程度を確保。
- ②中学校施設（延べ床面積）は、中京区内の児童・生徒数の将来を見据え、約10,000m<sup>2</sup>を目途に確保。

※中学校の施設規模・内容等については、学校や保護者等の意見を踏まえて検討する。

### ●複合する施設

- ◎高齢者福祉施設：老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター
- ◎児童福祉施設：保育所
- ◎オフィススペース：市役所等の執務スペース（将来、教室等への転用が可能なもの）
- ◎備蓄倉庫：市内中心部の拠点備蓄倉庫
- ◎賑わい施設：○民間による運営を基本
  - 御池通に面した部分への商業施設の誘致や文化施設等を設置
  - 御池シンボルロードのコンセプトでもある「賑わい」のイメージを具体化する施設
  - 規模・機能などについては民間事業者による意見を受けて、平成15年10月頃までに決定する。

### ●民間活力の導入

施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間事業者の資金やノウハウを活用するPFI手法を導入する。



●現況

城巽中学校跡地は現在、京都御池中学校が使用しているが、同校は平成18年4月に新校舎に移転を予定している。跡地利用については地元が市立音楽高校の移転の要望書を市教育委員会に提出していた。

●市立音楽高校の移転具体化の検討

平成15年9月8日に行われた京都市議会において、市教育委員会は、現在、西京区にある市立音楽高校を平成18年4月以降、中京区の城巽中学校跡地に移転する計画を具体的に検討していくことを公表した。

●市立音楽高校の概要

- 昭和23年 堀川高校音楽課程としてスタート
- 昭和55年 西京区に移転
- 平成9年 市立音楽高校に名称変更
- 平成15年 中京区への移転計画検討

●移転計画検討までの経緯

|             |                                                      |
|-------------|------------------------------------------------------|
| 平成14年<br>1月 | 市立音楽高校が、市内中心部の交通の便の良い場所への移転が必要とするなどの将来構想案を市教育委員会に提出。 |
| 10月         | 地元が城巽中学校跡地に市立音楽高校の移転要望書を市教育委員会に提出。                   |
| 平成15年<br>9月 | 市教育委員会が、城巽中学校跡地に市立音楽高校の移転の具体化を検討することを公表。             |



## 7 イベント事例写真1



### オープンカフェ

左：御堂筋（大阪市）  
右：大小路シンボル  
ロード（堺市）



### 市のイベント

京の朝市  
(京都市：平安神宮)





### 光のイベント

京都・花灯路  
(京都市：ねねの道)



灯りでむすぶ  
姉小路界限



## 1 現状

市内における下記の道路（歩道敷）で、京都市が場所を提供し、任意団体や学校等が草花を植え管理する試みが実施されている。

<例>

- 塩小路通（京都駅前）
- 北山通及び下鴨中通
- 押小路通（中京中学校前）

## 2 趣旨

- 行政と市民とのパートナーシップにより、街路の花植えとその管理や清掃活動を通じて、地域を美しくする。
- 花植えとその管理や清掃活動を通じ、地域のコミュニティの活性化を図る。



中京中学校前



京都駅前

## 3 概要

- 管理計画書を市に提出、協議。
- 任意団体等と市の間で覚書を締結

## 4 事例紹介：塩小路通（京都駅前）

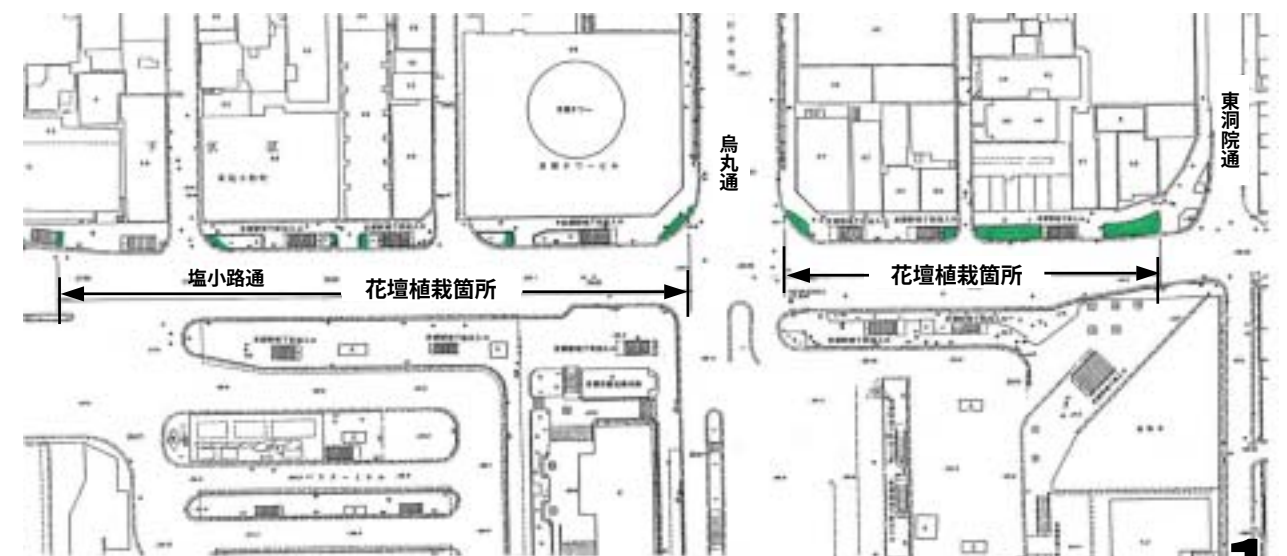
新京都駅頭会（商店街）が、「下京町衆フォーラム」・花いっぱいのもちづくりイベントとの連携や京都駅からの人の流れを商店街に導くために、植樹帯に草花を植えたいと申し出があり、京都市との間で覚書を締結。

### <草花の維持・管理について>

- ・新京都駅頭会（商店街）が、花植え、水遣り、草抜き、清掃等を実施。

### <本事例の開始期間について>

- ・平成14年6月～





### ●趣旨

本市では、市民、事業者及び行政が一体となってまちの美化の推進を図るため、「まちの美化推進住民協定に対する支援」を制度化している。

市民の皆様には、積極的に「まちの美化推進住民協定」を締結されて、この支援制度を活用していただきたいと考えており、市民の皆様の取組とこの支援制度を通じて、住み続けたいくなるまちづくりを目指す。

### ●制度の概要

地域住民の皆様が自主的にまちの美化を図る取組を行うために、相当数の合意による協定を締結された場合に、本市が別に定める基準に照らして適当と認定するとき、3年間にわたり、様々な支援を行う。

#### ○協定内容（例）

- ・ 定期清掃の実施
- ・ ごみの分別回収の推進
- ・ 不法投棄を許さない環境づくりの推進

#### ○支援内容（例）

- ・ 手袋及びごみ袋の給付
- ・ 火ばさみ、ほうき及びちりとり の貸与
- ・ 回収容器の貸与
- ・ 啓発看板の給付
- ・ 一斉清掃後のごみの回収
- ・ 助言者の派遣
- ・ その他、地域住民のアイデアによる美化推進策

なお、支援の内容に関しては、具体的に協議させていただく。

#### ○協定締結の範囲、締結者数等：

- （1）原則として、町内会、商店街等の範囲
- （2）町内、商店街等の相当数の方と締結

### ●状況

#### ○美化推進条例

- ・ 御池通は、美化推進強化区域に指定されている。
- ・ それに伴い、ごみ箱と啓発看板を設置している。  
（写真参照）

#### ○道路清掃

- ・ 道路については、路面清掃を適宜行っている。
- ・ 歩道及び植栽帯については、人力清掃を適宜行っている。



# 10 「御池シンボルロードのまちづくり」ホームページ

京都市役所都市づくり推進課のホームページ (<http://www.city.kyoto.jp/tokei/todu/index.htm>)  
に今までの取組が公開されています。

[ホーム](#) > [ようこそ京都市へ](#) > [京都市の組織](#) > [都市計画局](#) > [都市づくり推進課](#) > [御池シンボルロードのまちづくり](#)

「御池シンボルロードのまちづくり」の取組について  
～ 新たなにぎわいの創出及び更なる景観の向上に向けて ～

[京の空店舗情報](#) (無料で物件情報の閲覧や登録が可能)

[京都市役所から見た御池通 \(ライブカメラ\)](#)

[御池沿道関係者協議会ニュース](#) ([第1号](#) [第2号](#) [第3号](#) [第4号](#) [第5号](#) [第6号](#) [第7号](#))

「御池沿道関係者協議会」とは何? [詳細はこちら](#)

[第1回協議会 \(平成14年10月24日\)](#) [資料](#) [参考資料](#) [議事摘録](#)

[第2回協議会 \(平成15年1月24日\)](#) [資料](#) [参考資料](#) [議事摘録](#)

[第1回景観形成部会 \(平成15年3月11日\)](#) [資料](#) [参考資料](#) [議事摘録](#)

[第1回にぎわいづくり部会 \(平成15年3月28日\)](#) [資料](#) [参考資料](#) [議事摘録](#)

[第2回にぎわいづくり部会 \(平成15年6月4日\)](#) [資料](#) [参考資料](#) [アンケート集計表](#) [議事摘録](#)

[第2回景観形成部会 \(平成15年7月2日\)](#) [資料](#) [参考資料](#) [アンケート集計表](#) [自由意見集](#)

京都市都市計画局都市企画部都市づくり推進課

電話 : 075-222-3503

FAX : 075-222-3472